

群馬県医師会との学術協力の推進に関する協定の締結について

公益社団法人群馬県医師会と公益社団法人群馬県獣医師会は、平成28年2月5日、両者の学術協力の推進に関する協定を締結いたしました。

— 基本的な連携・協力事項 —

1. 安全で安心な社会を構築するため、医療及び獣医療の発展に関する学術情報を共有し、連携・協働する。
2. 両者が必要とする学術情報を可能な限り相互に提供する。
3. 両者による課題別及び体系的活動の推進を図る。
4. 群馬県における、医師及び獣医師の交流を促進する。

